

会 議 録

会議の名称	市民参加推進会議（第8回）
事務局	企画財政部企画課企画調整係
開催日時	平成18年7月12日（水） 午後6時05分～8時00分
開催場所	小金井市役所801会議室
出席者	別紙のとおり
傍聴の可否	(可) ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	3人
傍聴不可等の理由等	
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開 会 2 市民参加条例運用状況等について <ol style="list-style-type: none"> (1) 公募委員の選任方法等について (2) パブリックコメントの在り方について (3) その他 3 次回推進会議の日程について
会議結果	別紙のとおり
発言内容・ 発言者名（主な発言要旨）	別紙のとおり
提出資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民参加条例対象附属機関等委員における4期以上選任事由について 2 パブリックコメント提出原本の写し及び対応検討結果について 3 パブリックコメント募集様式について 4 パブリックコメント実施における素案の設置について 5 中心市街地商業等活性化計画基本計画(案)に対する意見の検討結果 6 横須賀市市民パブリック・コメント手続条例 7 三鷹市パブリックコメント手続条例 8 四日市市パブリックコメント手続条例 9 行政手続法の一部を改正する法律案の概要 10 行政手続法の一部を改正する法律案新旧対照条文 11 小金井市市民参加条例(抜粋)等
そ の 他	

第8回小金井市市民参加推進会議

日 時 平成18年7月12日（水）午後6時05分～午後8時00分

場 所 801会議室（第二庁舎）

出席委員 9人

委員長 室井敬司 委員

副委員長 水谷多加子 委員 木村雄喜 委員

土井利彦 委員 野瀬ふみ子 委員

大賀英二 委員 森田真希 委員

尹龍澤 委員 吉岡伸一 委員

欠席委員 井村穰 委員 増田章夫 委員

松永明 委員

事務局職員

企画課長 伊藤茂男 企画課長補佐兼企画調整係長 三浦真

企画課主査 林利俊 企画課企画調整係主事 高橋弘樹

傍聴者 3人

（午後6時05分開会）

◎室井委員長 みなさんこんばんは。ただいまから第8回市民参加推進会議を開催いたします。

なお、本日、松永委員から他の公務のため欠席するとの連絡が入っております。

市民参加条例運用状況等についてを議題といたします。

前回5月10日の第7回推進会議におきまして、ひとつは、公募委員の選任方法について、二つ目としてパブリックコメントの在り方について審議を行いました。その際、今後の審議の参考とするため資料の提出要求があり本日までに事務局から資料が提出されておりますので、初めに資料の説明を求めます。

また、パブリックコメントのあり方について、小金井市まちづくり市民会議の土肥さんという方から7月10日に文書が事務局の方に提出されています。本日提出のございました、元小金井市まちづくり条例策定委員会の委員の方の小谷さんと杉本さんから出されている、小金井市におけるパブリックコメントのあり方についてご検討のお願いというもの、それから、もう一つは大賀委員の方から審議会等の開催予定というものが出されております。

それでは、事務局の方で用意していただいた資料の説明をお願いいたします。

◎伊藤企画課長 それでは、提出しております資料につきましてご説明をさせていただきます。

当初お送りしたのが4点、それから本日追加で7点ということで、事務局の方から合計11点提出をしております。

初めに資料1です。市民参加条例対象附属機関等委員における4期以上選任事由についてで

ございます。これは大賀委員からの要求があったものです。市民参加条例第12条で、附属機関等の委員の選任と任期について規定があります。その第2号で、「委員の任期は原則として3期までとする。ただし、専門的知識又は技能を必要とする附属機関等の委員の場合は、この限りでない」としています。任期4期以上の委員の選任部分とその理由について、記載をしております。

次に資料2です。パブリックコメント提出原本の写し及び対応検討結果について。これは土井委員からの要求資料です。（仮称）小金井市まちづくり条例（案）について、パブリックコメントを行った際に、市民の方から出されました意見書の写し及び市の検討結果です。これらは、まちづくり条例が審議されました市議会の建設環境委員会へ資料として提出されたものでございます。

次に資料3です。パブリックコメント募集様式についてです。これは水谷委員からの要求資料です。意見提出の際の様式については、特段定めはございません。住所、氏名、それから年代、施策の名称及び意見が記載されていれば、どのような様式でも構いませんが、お示したのは、後期基本計画案についてパブリックコメントを実施したときに、案と同時に配付した意見書の様式ということで、これを使って出してくる市民の方もいらっしゃいます。

次に資料4、パブリックコメント実施における素案の設置についてです。これも水谷委員からの要求資料です。パブリックコメント実施の際の素案及び募集要項等の設置場所について、一覧にしたものです。内容は、ごらんいただきたいと思います。

次に、本日お配りしました資料5から資料11まででございます。

資料5、中心市街地商業等活性化基本計画（案）に対する意見の検討結果です。これは資料4の一番最初のところに書いてありますけれども、小金井市として市民参加条例が施行しまして初めて行ったパブリックコメントの結果について公表したものです。これにつきましては、お2人の方から2件ということでございましたので、2件につきましては全文を載せております。

次に資料6から8につきましては、各市のパブリックコメント手続条例です。横須賀市につきましては、全国でも早くから条例化しておりまして、平成14年4月1日から施行しております。四日市市につきましては、平成17年10月12日。それから、三鷹市につきましては、ことしの4月1日から施行している条例でございます。

次に、資料9及び資料10です。これは国の命令等を定める際に、意見公募手続について、行政手続法という法律を改正しまして、その手続を定めるもので、去年、平成17年6月29日に公布され、ことしの4月1日から施行しております。この条文の中では、地方自治体においても、第46条で意見公募手続について必要な措置を講ずるよう努めるものとするという規定となっております。

資料10の縦書きの新旧対照表があると思っておりますけれども、第43条という条例文を見ていただきたいんですが、国の方の法律の第43条では結果の公示という規定がございまして、1

項で「意見公募手続を実施して命令等を定めた場合には、命令等の公布と同時に提出意見を公示しなければならない」と定めています。ただ、2項で「前項の規定にかかわらず、必要に応じ、提出意見に代えて、当該提出意見を整理又は要約したものを公示することができる。この場合においては、当該公示の後遅滞なく、当該提出意見を当該命令等制定機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしなければならない」と定めていますので、見ていただきたいと思います。ただ、国の方の検討結果につきましては、国のホームページに載っているんですけども、全文そのまま書かれているということではなくて、第2項の方を使っているのではないかというふうに思われます。

次に資料11です。小金井市の市民参加条例あるいは施行規則の規定の中で、パブリックコメントに関する条文の抜粋です。また、裏面につきましては、市報のパブリックコメントを実施する際の原稿の提出のフォーマットを載せていますので、市報には大体こういった形でパブリックコメントを行うときには記事が載るということになります。

最後に、パブリックコメントの結果の公表の仕方について、西東京市さんと横須賀市さんに問い合わせをしました。2市とも、主としてホームページで公表するという方法です。市報の掲載は、記事のスペースとの関係とかがありまして、余り行わないということでありました。また、横須賀市については、市内の出張所に紙ベースのものを設置し閲覧していただいているということでございます。公表の仕方については、条例の中の規定あるいは条例の逐条解説の中で、どういう形で公表するんだということが書かれております。

以上です。

◎室井委員長 どうもありがとうございました。

以上で事務局の説明は終わりました。

この資料に対する質疑は、議題としたところでそれぞれお願いすることとし、最初に議題の順番どおり公募委員の選任方法についてを審議したいと思います。

それでは、資料1の市民参加条例対象附属機関等委員における4期以上選任事由についてを含めまして審議を行いたいと思います。いかがでしょうか。

4期ということにこだわらなくて、一般的に公募委員の選任方法をどうするかということを含めて、いい案をいただければと思います。

◎大賀委員 すみません。じゃあ、私の方から。

ちょっと先に変えさせていただきました小金井市のホームページの審議会等の開催予定というページの第1ページ目で、2ページ目もあるんですが、2ページ目は、実はもうこの開催予定自体はいいようなので、このページがどこに関連しているかというのが2ページ目につながっていたんですが、それは今日の発言とは関係ないので、1ページ目だけ配らせていただきました。

これは今日の午前中に見たんですが、これは市民参加推進会議第8回を開催というのが一番下であって、これは7月1日から掲載されていまして、これは場所が決まったのが7月1日だ

から、多分そういうことで、掲載はそのときにやったんだろうと思うんですが、ちょっと幾つかこれを見ていて疑問に思ったのがありまして、1つは小金井市国民保護協議会というのがですね、今までいただいた資料、それから市のホームページに、どういう方が協議会の委員になっているのかというのが掲載されていなかったんですが、これは今日の時点で見たら掲載されていました。

それから、同じく小金井市文化芸術振興条例策定委員会開催というのがあるんですが、これも6月1日の開催予定が、もうとっくに過ぎていのに開催予定として載っているというのは、ちょっと私には理解できなかつたので、これは担当の市民文化課文化交流係に聞きました。どういうことなんだろうということで一応お聞きしました。国民保護協議会に関しては、この開催予定が載ったのが、実は多分今日が初めてだったと思うんですね。14日に開催されるのが、なぜ直前の今日になって載ったのかという、お知らせの開催予定の出し方が、6月1日ののが載っていたり、直前になって載せてみたりするというのは、ちょっと腑に落ちないというふうに思いました。

それから、この文化芸術振興条例策定委員会というのはどういう審議会なのかということで、審議会の紹介が小金井市のホームページにあるんですが、そこに掲載されていませんでした。その点についても、担当の文化交流係の方にお聞きしました。そうしましたら、この条例の策定委員会は、4月1日の市報に3名の公募委員を公募するというので市報に載せた。それで、5月22日に選考会議が行われて決定されたと。第1回の会議は、ここに書いてあるように6月1日に既に行われたというふうになっていて、なぜ、じゃあメンバーが載っていないのかと、それから、会議をやったのであれば、会議録の掲載をなぜしないのかという2点を聞きました。1点目については、担当の方は力不足で載せるだけのことができなかった、何回かトライをしたんだが、うまく操作できなかったというのが理由でした。それから、議事録に関しては、なぜ載せないのかというふうに聞きましたら、全文の議事録はあるけども、閲覧は市役所の3カ所ぐらいで閲覧ができるけれども、ホームページに掲載する予定はないというふうに言いました。

実は前回の推進会議で私がちょっと発言したので覚えてらっしゃると思いますが、50近くある審議会がホームページに議事録を掲載しているのは、この市民参加推進会議だけだというふうには私は認識しているんですが、なぜほかの審議会は載せないんだろうかということは常々不思議に思っていて、前回もそういう趣旨の発言をいたしました。今回、この小金井市文化芸術振興条例策定委員会については、こういう委員会が開かれているということ自体が、この開催予定を見るまでは知らなかったんですが、その委員のメンバーの紹介もなく、全文も掲載しないと、ホームページにも載せないということで、この理由を聞きましたら、担当の方は、大量なので今までもこの市民文化課というところでは審議会をやってもホームページには載せていないから、今回も載せなかったんだというふうにおっしゃっていました。今までもというのは、この文化芸術振興条例策定委員会の前に何か別の名称の審議会があったので、そちら

のときも掲載していなかったなので、今回も掲載しないというふうなご返答でした。

それから、ちなみにですね、この審議会についてさらにお聞きしましたら、今年度中には条例を策定するんだと。条例案を2月議会に提出するというふうにおっしゃってしまして、3月議会ですか、ちょっと聞き違いかもしれませんが、年度内に条例をつくりたいということで、6回、年内に開くというふうにおっしゃっていたように思います。それで、既に第2回の会議が6月に予定されていると。残念ながら、その日にちは私ちょっと聞かなかったんですが。その辺が非常にこの開催予定の掲載方法の点でちょっとおかしいのではないかとということと、それからメンバーの紹介、それから議事録のホームページへの掲載というのをそういう理由でやらないというのも、ちょっと私には腑に落ちないので、ちょっと今の公募委員の選任方法の問題と多少関係あると思ったので発言させていただいているんですが、その辺に関して、ご担当の事務局の方に何らかのコメントがいただければというふうに思いついて、発言させていただきました。

以上です。

◎伊藤企画課長 ただいまの大賀委員のご発言でございますけれども、本当におおびするしかないということでございます。

市民参加条例の担当課としましては、会議は公開ですし、当然開催する前に、市報・ホームページにつきましても必ず載せてくださいと通知を出しておりますし、審議会の委員の構成につきましても、設置をしたときには、審議会がどういったことをするのかということと、委員さんの名前と、それから選出区分、それから任期につきましても載せてくださいということで連絡はしているところです。

それから、会議録につきましても、以前は容量の問題もあってできないということでもございましたけれども、昨年の12月からにつきましては、各課対応のホームページになっておりますので、会議録につきましても、電子情報は掲載できるということですから、これも昨年の12月、それからことしの6月につきましては、情報公開コーナーですとか議会図書室、図書館には紙ベースのものを置くんですけども、電子データのものにつきましてもホームページに載せてくださいということでは連絡はしております。ただ、今おっしゃられましたように、市民参加推進会議しか現時点で載っておりませんので、これにつきましても徹底するようにいたします。

それから、ただいまの審議会の開催の予定の関係です。市報が1日号と15日に出ますので、原則としましては、1日号にはその日以降の15日分までの開催のものを載せて、15日号にはそれ以降のものを載せると。会議が終わったら、それはもう当然データから落ちるということで、先ほどおっしゃいました6月1日のものにつきましては、最初に入力するときに期限を定めますので、6月2日の段階では落ちるように設定するはずなんですけれども、先ほどお話がありましたように、ちょっと使い方がうまくいってないようですので、それはこれを使う担当課と市民文化課の方でもう一度よく協議していただいて、ちゃんとやっていただくようにし

たいということで、これから徹底したいと思います。

あと、私どもが今回お配りしている市民参加条例附属機関等ということの中で、この国民保護協議会あるいは市民文化芸術振興条例策定委員会が載っていない関係がございます。いずれも、今の2つにつきましては6月1日に設置していると、任期が始まっているということで、この協議会は5月10日の前回の会議のもので締めておりますので、こちらについては漏れていると。申しわけないですけども、そういう状態になっております。ちょっとその辺が徹底しておりませんので、ご迷惑をかけておりますが、よろしくお願ひします。

◎室井委員長 どうもありがとうございます。

それでは、大賀委員の方からのご意見・ご要望につきましては、事務局の方でそれなりの対応をしていただくということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎室井委員長 では、議題の方に戻りたいと思いますが、公募委員の選任方法ということにつきまして、ご意見等はございませんでしょうか。

◎土井委員 その件については前回もお話ししたと思いますけども、公募委員という立場ですけども、これはよくよく考えると2つあるんじゃないかと思います。1つは一般市民という形で公募されている場合、あと1つは、それぞれの市民団体その他という形で設けている場合がどうもあるということですね。恐らく今、ここで公募と書いたのは、あくまで一般市民からの公募だけですね。いわゆる関係団体とか、そういうものの募集という形は抜いていますよね。

◎室井委員長 そこまで限定してはいなかったように認識はしていますけども。つまり、4期ということを取るのであれば、全部含めて……。

◎土井委員 いや、違います。少なくともここの中で書かれている公募委員という形です。

◎室井委員長 公募委員ですね。

◎土井委員 はい。任期がということではなくて、1つはその点を確認したいということです。

あと1つは、前も私発言しましたけども、公募委員について恣意的な選ばれ方をしないようにする方法をどうやったらできるかということで、確かに一定レベルの、ある意味でこれから検討することについての知識その他というのはチェックされるかもしれませんが、それ以上について、その中の意見で恣意的に選ばれるようなものを防ぐ方法を考えていってはどうかというふうに前もお伝えしたと思います。恐らく一定レベル以上の形、これは公募委員の応募がどこまで多いかという問題もありますけども、ある程度超えた場合はということでの前提ですけども、一定レベルの例えば作文なり何なりをした上で、レベルに達していれば、あとは抽選なり何なりという形で、できるだけいろんな方たちが参加できるような、いわば恣意的にならないような選び方をしていってはどうかというふうに提案したと思います。そのことだけちょっと今確認しておきたいと思います。

◎室井委員長 それはそのとおりでありまして、何かこれは条例の方にもう既に……。

◎伊藤企画課長 はい、そうです。ちょっと説明いたします。

公募委員といいますのは、9条で規定がございまして、9条の1項で「附属機関等には原則として公募による委員（以下公募委員という）」ということなので、公募による委員のことを公募委員という言い方をしております。私どもがつくっております公募選考基準、モデル基準という公募選考基準につきましては、公募委員の選考でございます。ですから、今、土井委員がおっしゃいました各団体から推薦をしていただく委員につきましては、この公募委員というものとは違うという理解をしております。

◎室井委員長 では、いわゆる公募ということで、団体推薦のものは除いて考える。4期の問題は、ちょっとそれは別ということになりますけれども、選任方法ということでは、いわゆる公募ということで考えますが、今、土井委員が言われたのは9条の4項にも入りまして、これは男女しか書いてありませんけれども、偏りがないように配慮しなければならないということが書いてあります。さて、そこで選任方法として具体的にどうすべきかということで、この青い冊子の45ページ、47ページあたりにモデル基準というのが載っているわけでございますね。これは確かに悩むところだと思うんですね。どうやって選任をするかというのは。ここでは個別具体的にはちょっとできないんですが、とりあえず一般論と、何といたっても応募者がいないときに、少ないときにどうするかという問題もありますしですね。ですが、とりあえず一般論的な話で進められる部分は進めていきたいと思えます。なのですが、現状の選任方法は、基本的にはどういう方法ですかね。

◎伊藤企画課長 基本的には、こういった形で選ぶかということにつきましては、規則の中で、施行規則の11条がございまして、11条の第2項で「選考委員会における公募委員の選考方法は、次の各号のいずれかから附属機関等の設置の趣旨及び目的に合った方法を選択する」ということで、1が論文・作文等による選考と、それから面接選考、3として書類選考、4として抽選と。こういったことが書かれておりますけれども、現実的には、前回お示ししましたように、論文といいますか、作文といいますか、そういったものを出していただきまして、選考委員会の方で採点をして、そして選んでいくということで、抽選という形は現時点ではほとんどすべてとっていないと。論文の審査で点をつけて決定するという仕方になっております。

ただ前回、松永委員の方は、地域性ですとか、あるいは男女については配慮しないというふうな形で発言をなさっておりますけれども、そこは偏りがないようにという規定もございまして、附属機関によりましては、当然、審査をするときには、お名前とか性別とか、そういったものが書かれている部分は当然墨塗りしてありますので、だれのものかわからないし、男女もわからないし、住んでらっしゃるところもわからないんですけれども、最終的に決めるときには、ある程度そこら辺を配慮した形でやっている場合もございまして。それは同じく選考基準の中で、そういった選考基準の、例えば49ページの一番上のところに書いてありますけれども、「提出された論文の内容を審査の上決定します」と。「ただし、次の事項についても考慮するものとします」ということで、今申し上げましたような男女の偏りとか年齢、地域性、そ

ったものも選考基準に入れて審査をするというふうに決めた附属機関については、そこら辺は配慮して最終的に決めるということになります。

◎室井委員長 公募委員の比率が30%以上ですね。原則として30%以上。それから、条例上明確になっているのは、男女それぞれに偏りが無いようにということですね。それ以外については、規則も含めて文言上はないということですね。

◎土井委員 今、先ほどあえて団体推薦について私が伺ったのは、実は、公募委員に関しては、選考基準という形で最低限の論文審査その他があります。一方で団体推薦の場合は、そういうものを経ないで来る方がいらして、少なくとも何回かこういう委員会で聞いている限り、そういう方たちの発言がほとんどないまま終わっている委員会というのが間々あるという現状があるものですから、果たしてそれはそのままでもいいのかなという件も含めて、第1点として伺ったわけです。

第2点に、公募委員については、やはりある意味で審査する側が、例えば自分の意見に近いものを選ぶという形が出てきてしまうものですから、そうしたときには、果たして審査する側、今の形ですと、行政担当の方たちが審査をなさっている。そうすると、ある意味で、本来ならば行政に批判的な意見が通りにくくなる可能性があるということ、その辺のことについてはどうなのかなという気がしております。それで、先ほど申し上げたように、一定水準を超えたら抽選というのは、最低限ですね、いわゆるチェック内容というのは、もう知識内容だけをチェックするぐらいの形で、あとは抽選という形でいいのではないかとということで申し上げた次第です。

◎室井委員長 今のは具体的な提案ですね。その前に、団体推薦のことは今日できるかどうかわかりませんが、とりあえず、そういう問題があるということは以上にとどめるといたしまして、当面は公募委員についてやっていきたいと思えます。

今、土井委員の方から提案がありましたのは、論文・作文等による選考はそれでいいという前提だと思うんですが、その場合に、一定の水準を超えたら、抽選でやるというお話だったんですが、この選考方法についてご意見等はいかがでしょう。

◎吉岡委員 私も立場上、庁内でその検討委員といいますか、そういう立場にあるということなんですが、かなりの会議でも、論文は一切、氏名・住所等は伏せて審査の対象にいたしますが、その審議会等の目的とするところにおいて深くご審議をいただくためには、それなりに知識・経験等が必要でございますので、一定の基準以上ということよりも、やはり一番近い方を上位、例えば10名の応募がございまして3名の選考をするとなれば、3名の方は上位から選ばせていただく方が、行政としては、そのような形で入っていただいた方が、より効率的にご審議いただけるかというふうに考えていますので、実際、私がかかわってきた中でも、そんな恣意的な選考はなされてはいないという認識は持っております。例えばこの市民参加推進会議も、条例の趣旨にのっとり一定数の公募委員さんにご参加いただいたわけでございますけど、今まで何回かご審議をいただきましたけど、このご審議も偏ったご審議はなされてい

いというふうに認識してございますので、選考もそのような公平に対応させていただいたという結果だとは思いますが。

◎土井委員 そのことについて、ちょっと申しわけない。実は前も申し上げましたけども、議会で1回市長が審査をするときに、私の意見と同じようなものを選ぶとはっきり言った経緯がございまして。今の吉岡委員の意見と全く違っていて、市長みずからがそのことを議会で明らかに発言しております。これはそうしますと、行政自体が、行政の長が、みずからの意見に合ったものを選ぶとおっしゃっているわけですね。これは恐らく議会の議事録をもう一回見ていただければ、いつのことかちょっと覚えていませんけども、そういう発言をなさっていることが出てくると思います。私が申し上げたのは、恣意的になるならないというよりも、ある1つの事象を判断するときに、どちらの側の点数づけをするかという形で、その点数自体も、みずからが例えば恣意的でないと思っても、特に作文・論文の場合は、これはいわゆる数学試験とかそういうものと違いますから、点数づけそのものというのは非常に難しいと思います。それを点数の上から順にという形でやっていきますと、全く自分の意見と違うものについては、当然点数は辛くなってしまう可能性がある。その辺についてはどうなのかなということなんです。ですから、むしろこういうものを選ぶときに、本当に行政の中でつくられた選考委員会で選んでいいのかどうかという問題も当然出てきてしまうんじゃないかという気がしています。

◎吉岡委員 土井委員に反論するわけじゃございませんけど、市長も一委員なんですね。市長の立場ではございますが、一委員としてその選考の作業にかかわる場合がございまして、市長が全体の決定を覆すということはないわけですね。ですから、すべてそれぞれの委員会が評定した結果をですね、市長であろうとも、一委員としてはその結果に従うということが行われてございますので、市長の議会の発言は、そのような発言をしたかどうかというのは私は記憶がございませんけど、実際はそういうところだと。

◎室井委員長 ほかにご意見ございますか。

◎伊委員 すみません。少しお聞きしたいんですけど、論文というのは、具体的にどういうテーマで今まで出されていたんでしょうか。参考に、わかるものだけで結構なんですが。例えばこの委員会の場合はどういう課題だったんでしょうか。

◎伊藤企画課長 字数は多分800字だったと思いますけれども、市民参加とか何とか。

◎水谷委員 市民参加と協働について。

◎伊藤企画課長 すみません。市民参加と協働について。

◎水谷委員 書きました。

◎伊藤企画課長 それぞれの附属機関の大体表題に合わせたような内容の課題になると思います。

◎伊委員 主にどの点を見られたんでしょうか。その人のその論文から見るところというのは、積極的な姿勢なんですか。それとも誤字脱字があるかどうか。そういう知識は。

◎吉岡委員 誤字脱字のチェックは、その前段としてさせていただいておりますけれど、やは

り市民参加と協働といいますと、何かすごく広義に考えられるテーマでございますけど、ほかの審議会の方はもう少し具体的なテーマを設定しているというふうに認識してございまして、そのテーマに即した形でご自分の考えをきちんと述べられているかどうか、一定の専門的な知識があるかどうか、審議に十分参加できるだけの素養を持っておられるのか、そういうところを審査の対象にしているということだと思っておりますね。

◎室井委員長 これによりますと、46ページですけど、5項目あって各10点満点とする。現状や課題を的確にとらえているか。先見性があり、かつ現実的な主張であるか。審議に必要な知識があるか。社会的に公平中立的な立場で審議できるか。審議をまとめる協調性があるか。こういうのが、行政側としては、こういうのを審査基準にしている。これはすべてこうじゃなくてモデルなので、これが常に行われているかどうかはわかりませんが、モデル基準としてはそういうのがあるということでございますね。そういう意味では、具体的な審議会等でありまして、今言ったような、吉岡委員が言われたような内容の把握なんかが的確になされているかということがあるのかもわかりません。

◎土井委員 ちょっと伺います。これは2人の先生方に伺いますけども、専門性とか、そういうものを書いていくときに、800字の作文・論文で、そういうものを出し得るものでしょうか。それで判断できるだけのものを出し得るのでしょうか。

◎室井委員長 しかし、論文といっても……。

◎土井委員 とうか、今、吉岡委員が専門性とかですね、そういうものを機微を読んでやるとおっしゃったので、私はとても、ほかのところで論文審査やるときに、とても800字のものだったらそれだけの自信ないですから、そういうことをちょっと伺ったんです。

◎室井委員長 まあ、差別化ができないことはないでしょうけどもね。

◎土井委員 できないですけども、そこに点数が大幅に変わるだけの例えば専門性に関してチェックできるかといえ、はっきり言えば800字ですと、普通の論文ですと、本当に前文のところだけですよね。その部分で、その全体の知識なり何なりをはかれるかといったら、恐らくこれは私には到底不可能ですね。

◎室井委員長 ここで私たちの意見を言っちゃうのは……。

◎土井委員 いやいや、これは例えば学生論文を評価するときに、本当にそれだけで評価できるかどうかということなんですよ。

◎室井委員長 そのとおりです。

◎伊委員 いやいや、800字で余り書かせることはないですね。そんな短いので。

◎室井委員長 まあ、しかし、やれと言われればやりますよ、必ず。それはもう点数化しなきゃいけないというふうになりますと、それはできますよ。

◎大賀委員 それは市民参加という立場から公募をするわけですから、それを選択する基準としては、ちょっと不適切ではないかというふうに思うんですね。逆に、かえって市民参加の意欲をそぐと。800字でおれの考えをはかって委員として選任するかどうか決めるなんてとい

うふうに思う人もいるだろうし、逆に800字も書かなきゃいけないので、そんなのには応募したくないというふうに思う人もいるだろうし、結局は応募しようという力をそぐと、ここをそぐんじゃないかというふう私なんか思うので、いっそのこと、その論文審査というのはやめにした方が、極論ですけども、よろしいのではないかというふうには私は思います。

◎室井委員長　そういう方法もあると。

◎土井委員　実は抽選でという最終的なものを申し上げたというのは、たしか科学技術会議だったと思いますけども、実は普通の素人の方たちに集まってもらって、いろいろな科学的な判断をしてもらうと。一般的に、そういう場合どうやるかという、公募した方たちにある程度の知識をいろいろ公開しながら議論をしていただいて、それぞれにまず知識を得ていただく。その後で、実際に判断する議論をやっていただくという形をとっているそうです。こういう審議会ですと、そういう議論というのは非常に難しいかもしれませんが、実は、例えばこの条例づくりの中でも、子どもの権利条例をつくっていくときには、いろいろな先生方をお呼びして、委員そのものが学習をしながら、自分たち自身の意見をまとめていくという経過がありました。ですから、そういう意味で言えば、今の賀賀委員のおっしゃるように、一定レベル以上の理解ができる人であるならば、まさにそういう中で市民としてどういうふうを考えていくかという形で審査ができるのではないかという気がします。

◎伊委員　くじ引きというのは、よく最後の手段としてないことはないですね。偶然の前の平等というのは、これは、それなりの理論的にはあり得る話だとは思いますが。ただ、そうかといって数少ないですね、このたった数名の、多くても10名ぐらいの委員をですね、偶然の前の平等というんでしょうか、確かに平等も本当に1つの、最後はくじ引きとかで決めることはあるわけですね。あるんですが、この10名を選ぶ、これが100名選べというんだったら、比較的平均的な人を選べるかと思うんですが、この数が少ないときに、果たして偶然の前の平等にすべてゆだねていいのかという、これは余り合理的ではないような気がしますね。やはりある程度作文であるか面接なのか、この辺はちょっと難しいわけで、それは数とらなきゃいけないんでしょうか。そして、その中で最後選ばれた中から偶然の前の平等はあり得るかもしれませんが、最初から偶然の前の平等にゆだねるのは、ちょっともったいないですね。

◎土井委員　考えてみれば、裁判員制度というのはそれに近いですね。

◎伊委員　それはそうですね。それはそうなんですけどね。

◎土井委員　裁判員制度の場合は、もっと専門性といいますか、もっとシビアに考えざるを得ない部分というのは出てくると思うんですけども、そういうものは既に……。

◎伊委員　弁護士とか、そういうのは外すわけですね。

◎土井委員　ええ、行われようとしていますから、それも一般の市民のいわば市民感覚ということ的前提としたいということですので、当然のことながら、実は市民を守るルールというのは、市民自体も知った上でルール化していくという形がないと、本来の意味での民主制とは離れてくるんじゃないかという気がしているんですね。

- ◎尹委員 平均的な人々が集まる場所、あるいは専門的な人が集まる場所、それぞれに合わせた形で、例えばこの委員会の委員を選ぶ形をとらないと、何かやはりもったいない気がちょっと私はしますね。全部偶然に任ずというのも。
- ◎木村委員 話は少しずれるかもしれませんが、この選考委員会というのを公開するということは、全く可能性がないことなんでしょうか。
- ◎室井委員長 選考過程をですか。
- ◎木村委員 そうです。
- ◎土井委員 だから、作文で来た人を全部個人情報を出しながら。
- ◎木村委員 消して審査するわけですよね。先ほど吉岡委員おっしゃっていたけど。
- ◎吉岡委員 そうです。
- ◎室井委員長 名前も男女かも年齢もわからない。
- ◎木村委員 そういうことですよね。だとしたら、公開しても余り問題ないような気もするんですが。
- ◎室井委員長 委員会の会議ということですか。
- ◎木村委員 会議も含めて、そのことを明らかにしてしまうという。
- ◎室井委員長 ああ、それはまた別の問題ですね。選考の話で、会議の問題はありますけど、選考をどうするかという問題とは違う話です。
- ◎木村委員 選考するその場を公開するというのも僕は言っているつもりなんですけども。
- ◎室井委員長 選考、それは方法というか……。
- ◎吉岡委員 審査の対象とするときは、当然、名前等は伏せて審査の対象としますが、それをあくまでも選考に付するとき、選考に当たる方が、そのご自分が書かれた論文を、内容を見てよろしいという一定の条件のもとに応募されていると思うんですよね。それが名前を伏せたとしても、不特定多数の方にそれを公にすることは、個人の情報の一般的な考え方として、選考委員会に限らず、広く一般に公にしまうということですので、また別の面で問題が出てくるのかなと思うんですよね。
- ◎室井委員長 それはいろいろ方法はあると思うんですが、その話はちょっと置いておいて、委員会そのものを公開にするというのは、余り例がないんじゃないでしょうかね。つまり、いろんな人が言いますよね、この論文はどうだとかということ。
- ◎木村委員 いいんじゃないんですかね。
- ◎室井委員長 もちろん、あらかじめそういうことになりますよということで応募をすればいいという面もないことはないでしょうけどね。
- ◎吉岡委員 逆に考えれば、応募の道を狭めるということにもつながりかねない。
- ◎土井委員 応募したら、どちらにしろ委員会で必ず発言したことというのは全部公になるはずですよね。ということは、自分自身の考え方が……。
- ◎室井委員長 どういう意味ですか。

◎土井委員 いや、応募される方がですね、もしも選考基準で選ばれたときには、必ずそれについて発言し、そのこと自体は常に公開されるわけですよ。当然のことながら……。

◎室井委員長 それは常にそうになっているわけではないんじゃないでしょうか。会議によっていろいろあるんだから。

◎土井委員 基本的には、公募委員の会議というのはほとんどそういうふうになっているはずですよ。ということを前提とすれば、当然のことながら、書かれた意見ということ自体は、最初からある意味で自分自身の意見を公にすることで応募してきているわけですよ。

◎室井委員長 公にすることと評価をされている過程を公開することは違うと思いますよ。ここがああだとかどうだとかと言われるのは、やっぱりどうかと思いますね。ただ、公開だけじゃないんですよ。選考委員の人が、このところはいいか悪いかとか、そういうことを含めて評価をするわけですよ。それが公開されるというのはどうもですね、すぐわないと思います。

◎木村委員 ここがいいとか悪いとかという評価をしているのかどうかもよくわからないんですが。

◎室井委員長 点数化をしているわけですから、点数化というのは評価そのものだと思うんですね。余りそこまで公開するというのは聞かないと思いますけど。皆さんがそれでいいというなら、私は別にこだわりませんけど。

◎伊委員 意思形成過程は、それを公開することが合理的な決定を生む場合と、意思形成過程は公開しない場合がいいという部分もあるわけですし、やはり人事の過程に関しては自由な発言ができる非公開の場というのが本当はいいんでしょうね。今言ったように、この論文のこの部分が悪いという、このAさんのここよりもBさんの方がすぐれていて、BさんよりもCさんがすぐれていてというのが全部出るというのは、委員の人も多分自分の気持ちも言えなくなってくるでしょうし。

◎土井委員 46ページに選考委員会という形で、ここに出ている方たちはすべて、市長、助役、収入役、〇〇部長、〇〇課長という形になっております。この方たち、皆さん、そうするとそういう専門性をお持ちの方ということでもいいわけですね。専門性を持つということは、本来であるなら、こういう方たちも完全に公正中立な非常に高い専門性をお持ちということでお書きになっているんでしょうか。今の議論から言いますと、非常に高い専門性・知識を持っているから選考に当たるということなんですけども、であるならば、委員がおっしゃったのは、たとえ非公開でありまして、そういうふうな中立公正な形の外部委員という形があってもおかしくはないなと思っています。

◎室井委員長 それはおかしくない。それは十分あり得ると思います。

◎土井委員 特に行政の中だけでそれが、専門性が担保しているということを言い切ってしまうとしたら、これは、僕は逆にこれは吉岡委員を疑うわけじゃなくて、全体として恣意的になる可能性があるということでご指摘したいなと思っています。

◎室井委員長 それはまた別の方法ですね。

◎土井委員 もちろんそうです。

◎室井委員長 先ほどの、一定の水準以上については抽選はどうかというご提案があって、さらに加えて今の提案は、選考委員の中に第三者を入れるかという話ではありますが、それは絡まってきますから、両方議論いただいて結構かと思います。皆さん、どうですか。

◎野瀬委員 私もそのように感じるんですけども、市民参加という立場での委員を選ぶわけですから、やっぱり市の中の生活者の立場としてのメンバーは、その中に加わっておかしくないんじゃないかなと感じます。

◎室井委員長 今のは選考委員のことですか、それとも。

◎野瀬委員 そうですね、選考委員会の。

◎室井委員長 構成委員として。

◎野瀬委員 そうです。構成委員としてここに書かれているのは、市長、助役、収入役、〇〇部長、〇〇課長が選考委員になりますと書かれていますけれども、そのほかに市の生活者の立場でのそういう方がいらしてもいいかなと思います。

◎室井委員長 思いますけど、ちょっとこれは冗談ですけど、そうすると、その人を選ぶときに一体だれがという方向に、ずんずん行きそうな気がします。今のはちょっと関係ないことで。

そういう意見があるということですので。これは、しかしあくまでモデルですから、この案で多分大体はいけるのかもしれませんが、このままでいっているわけじゃないですね。

そうしますと、まず選考方法につきましては、現在のところは、ほとんど論文・作文による選考で、選考委員会で決めているということですが、土井委員の方から、一定の水準を超えたら抽選で行うべきだという案があり、それから吉岡委員の方からは、今までも公平中立に選考してきたということなので、信頼していいのではないかというご意見がございました。さらに、選考委員そのものに第三者を加えるべきではないというようなことが提案されております。このようなことを市の方に提案するということでよろしいですか。

◎水谷委員 先ほど事務局の方から説明があったんですけども、男女に偏りがないようにという件に関しては、委員会によっては、それを考慮している委員会もあるけれども、そうでないところもあるかもしれないというようなお話だったので、必ず女性になるべくたくさん入れるようにというアフーマティブ・アクション的なですね、先ほどの例えば抽選というのは、抽選で男ばかり当たっちゃったらどうしようとさっきから考えていたんですけども、抽選するときも、なるべく男女が同じようになるように、女の人から抽選をすとか、男女の比率というのちょっと検討の項目としてしっかり取り上げていただきたいと思います。

◎吉岡委員 実際に選考のときは、そこは一番関心を持っていますね。小金井市の場合は、ちょっと資料を持ってきませんでしたけど、今、平成16年度の実績で39%なんですね。こういう審議会の女性の参画率は。法律などは30%を下回らないというようなあれがありますけど、法律は当然クリアしていますし、本当は50%が一番よろしいんでしょうけど、それに将

来的にはそうなっていくんでしょうけど、現状でも、ある程度満足いく数字はいつているのかなと思います。選考のときは、それは大きな関心を持って選考はやっていただいていますね。

◎室井委員長 ということは、その限りでは、男女の区別はなされているということなんですかね。

◎水谷委員 私、この委員以外に、もう一つ児童館運営審議委員というのもやらせていただいているんですが、その会議は逆に男性の方が少ないんですね。学識経験者からお1人、小学校と中学校の校長先生がいらっしゃっているだけで。逆に女性が多いというところがあるので、先ほどの比率の問題に関しては、各委員会ごとに見ればものすごく偏りがあるということが言いたいのと、それから、実際にこういう傍聴できますというような案内が出ているものに関しても、保育つきとついている審議会とそうでない審議会があるのを私が見たときに、保育つきと書いてあれば、子供のいるような人も参加していいですよ、ウェルカムというようなメッセージと受け取りますけれども、保育がついてないということは、そういう人はご遠慮くださいと、門前払いじゃないですけれども、参加の機会をちょっと失われているような気持ちになるので、全部に保育をつけるというとまた予算的な措置がもたないところもあるのですが、どういう形にするかはちょっと具体的になかなか申し上げにくいんですけれども、傍聴を希望する方から申し出があれば保育をつけますとか、必要に応じてちゃんと保育がつきますよというようなことを何らかの形で出していくことはできないかなと。ちょっと募集からずれてしまいましたけれど。と感じています。

◎室井委員長 それはまた傍聴の案内を考えるときに言うていただくとして、もとの件ですが、男女の偏りは当然考慮しているということになっているようですけれども、ここで1つに意見をまとめる必要はないですよ。こういう意見があるということ伝えるというのでよろしいでしょうか。

◎伊委員 男女だけじゃなくて、今後は多分年代など出てきたり、いろんなことがなってくるので、多様性を持つようにということなんでしょうね。そうすると多様性が、どういう多様性が必要なのか、やっぱりどこかで考える必要は出てくるでしょうね。

◎土井委員 今、どちらかという公募委員の選考とか、そういうことだけになったんですけども、基本的には、どうやって応募してもらえるかということはやはりかなりまじめに考えないと、なかなかそちらの問題の方が大きいのではないかなという気がします。むしろ多過ぎて選考に困るというぐらいの方がいいはずなんですけど、なかなかそういう話は聞いたことありませんので、その方法論について、何らかの手が打てればいいかなと思うんですけど、どうしたらいいんでしょうね。

◎室井委員長 まあ、手当を多くするとかね。それはわかりやすいですけど、そういうわけにもいかないですね。

◎伊委員 1つは、この委員会だけが夕方6時という、どなたかが言われた時間で、ずらしましたよね。こういうのはなるべく配慮する必要があるでしょうね。2時とか3時とかというの

は、どうしても、ぱっと見るとほとんどが2時とか3時とか仕事の真っ最中の時間帯ですから、確かにそういう意味では先進的な委員会だなという感じはいたしますね。6時とか、みんなが出られるような、そういう配慮はぜひほかの審議会でも極力していただければ希望者がふえるかもしれませんね。

◎室井委員長 公募のときに、時間までを書いているというのは余りないですよ、きつとね。

◎伊委員 幅広く欲しいときには、意図的に委員会を絞って、例えばこの市民参加推進会議なんかは最初からいろんな層の人が必要だからと、夕方6時ごろを去年はやりましたという、「あっ、6時ごろからだったら私も参加していいのかな」と思える方がふえてくるかもしれませんね。

◎室井委員長 議会において、日曜日とかね。我々はちょっと嫌だけど、日曜日、土曜日というのがありますね。

◎土井委員 それと、やはり募集をかけるときに、できるだけ多くの人たちに目に触れるような募集のかけ方をしていかないと、もしも市報とホームページだけですと、必ずしもいろんな方の目に触れるというわけじゃないものですから、もう少しいろんな方の目に触れるようにしていく方法はないかなと。そこが実は市民参加の一番の問題点になってくると思いますし、また1つは、今おっしゃったように、開く時間帯もそうですけども、一般に小金井のようなベッドタウンですと、どうしてもふだん、なかなか市報を見たりですね、わざわざ市のホームページを見るという方たち、そんなにいないんじゃないかなと思うんですよ。もちろん、それは市民としてはそれはまずいんですけども、どうしてもそういうことが起こりがち。そうすると、今度は、いろんなところに応募する方たちが、市民参加が特定市民参加になりかねないところがあるものですから、これはまずいなという気がしています。その辺については、少し市の方ももう少し違った形のPRの仕方の努力をしていただければなと思いますけどね。

◎室井委員長 どういうものがありますかね。

◎大賀委員 例えば、これは前に事務局の方がおっしゃっていたと思うんですが、あらかじめ本年度はこういう審議会が任期が切れて、新たに委員を公募しますというようなのがわかっているところが多いと思うんですよ。だから、これは年度の初めにことはいつごろ何名公募委員を募集しますということを一覧表でも出してやっているというふうに、何かおっしゃっていたような気がするんですが、その辺がまず必要ですよ。それが常時小金井市のホームページにきちっと新たにつくられる審議会も追加する形で、常時、ホームページには載せて、市報には例えば4月の初めにはきちっと一覧表として出すと。そういうような細かな事務的な宣伝というか、周知徹底が必要なんじゃないかというふうに思いますね。

それから、先ほど私議事録の件でも言いましたけども、その委員会・審議会がどういうことをやっているのかということはきちっと出していかないと、やっぱりだれも応募しなくなるだろうというふうには思いますね。

◎室井委員長 あと媒体の方はどうでしょうかね。

◎森田委員 今日、井村委員がいらっしゃらなくて残念なんですけれど、この間、小金井福祉NPO連絡会というところで、今まではNPOとか行政にかかわっていた方とか、どうしてもそういう宣伝の仕方が下手くそで、そういう中に井村委員は前企業で宣伝が命の企業にやっぱり勤めていらしたということで、いろいろな意見とかアドバイスをくださって、やっぱり企業が持っているノウハウとか、そういったところを参考にするのは、すごくこれからNPOも必要になってくるねというふうに話していて、井村委員が提案されたのは、いろんなチラシを入れているスタンドを、ただ置いてあつたりすると漫然とがさつになってくるので、その辺を例えばきちんと管理する方法とか管理する人というのを置いてアピールする。例えば銀行だとか、そういうところに協力を募って、各団体をアピールしたらどうですかということを提案されていたんですけど、そういうような何かのスタンドに、例えば今度こういう委員会が行政でありますよということを何かアピールする案とかがあってもいいですね。企業も今、どんどんそういった市の中で参加していく、協働ということを考えているところがあると思われるので、そういうところに何か協力をお願いするとか。

◎室井委員長 あと学校というのがありますよね。子供に持たせるという。先生が嫌がるかもしれませんが、結構。今まで聞いたことないですよ、余り。僕も見ただことない。

◎土井委員 使えるものは何でも使うという形で考えていかないと、恐らく無理だと思います。例えば一般メディアだって、逆に武蔵野版とか多摩版のところきちんと広報をしていれば、結構書いてくれますから、そういうのはかなり市の方の広報あたりからどンドンどンドン流していくという形の姿勢も必要かなと思いますけどね。

◎室井委員長 ああ、一般の新聞に。

◎土井委員 はい。一般紙もむしろ、これは変な話ですけども、市報でいろんな募集をかけるより、一般新聞でうまく取り上げてもらった方が、例えばいろんな会を開いたときは、そのときの方が人はいっぱい来ますからね。ということは、逆に言うと、一般紙なら結構見ているという方がいるはずなんですよね。むしろ、もうそういうところまで手を使いながら、どうやって参加してもらうかというのを少し考えていった方がいいかなと思いますけど。

◎森田委員 大学生とかは大学で。

◎土井委員 大学生は来ないです。

◎室井委員長 余り意味がない。親に行かないでしょう。

◎森田委員 いや、親じゃなくて大学生自身。何か前に私がかかわっていた委員では、学生に積極的に呼びかけたんですよって担当課の方がおっしゃっていましたけどね。

◎室井委員長 中にはそういうものがあるかもしれませんよね。

公募委員の選考方法と、今、募集拡大の方策について話が進んできておりますが、ほかにどうでしょうかね。その場合には、先ほどの保育のこともあるかもしれませんね。委員さんの保育というか、委員さんのお子様の保育ですが。そういったのも拡大の方向になるかもしれませんね。

◎尹委員 委員がたくさん応募していただけることをまずは第一義になるし、そしてたくさん委員が応募をされたときには、例えば面接・論文等で定員の倍を選び選定ということもあり得るんですよ。まずは今の、じゃあ抽選でということも、全然人数は少ないわけですから、差し当たっては委員の数をふやすように努力していただくと。

◎室井委員長 応募者の数。

◎尹委員 応募者ですね。応募者の数をふやすように努力していただく。その後、それがふえた段階で、選考方法についても改善の余地があるということですね。そのときには、多様な委員の構成になるように対応していただくという形なんではないでしょうか。

◎室井委員長 そうでしょうね。多分、一般的にそんなに多くはないわけでしょう、応募そのものがね。

◎水谷委員 応募数をふやすということであれば、やっぱり論文のハードルがかなり高いと思いますので、応募者をふやしたいという方にシフトするのであれば、今はどの委員を選ぶときも論文を出せというふうになってはいますけれども、新たに募集するときは、それはちょっとハードルを低くして、論文なしでといったら、ちょっとどういうふうになるのか。希望の人はとりあえず名前と住所とあれで申し込めばオーケーみたいな形をとってみるというのも。

◎室井委員長 しかし、それでは本当に雲をつかむような話で。

◎水谷委員 で面接をすとかですね。

◎室井委員長 それは大変なことだと思うんですね。面接までやるとなるとね。

◎水谷委員 大変な数がかかるのかというところなのですけどね。

◎大賀委員 ちなみに、先ほど私冒頭言いました小金井市文化芸術振興条例策定委員会には、何名応募が来て3名選んだんでしょうか。

◎室井委員長 すぐにはわからないでしょう。

◎大賀委員 すぐにはわからない、担当課に聞かないと。できれば、そういうのは常時企画課の方で把握されていた方がよろしいんじゃないかというふうに私は思いますが。

◎尹委員 いろいろ難しいですよ。こういういろんな多様な人が必要になってくると同時に、複数の委員にまたがっている場合もあるわけでしょうから、実はそれも本来余り望ましいことではないかもしれないわけですし。基本的には人が少ないというのが、応募する方が一番少ないのが基本的な問題ですね。

◎室井委員長 一度、じゃあどこかで作文を課さないでやってみたらどうでしょうかね。どうなるのか。

◎尹委員 そうですね。委員会の中で、本当に一般の人が欲しい委員会でやってみるとか、それで変わらないようだったら余り意味はないですよ、応募者数が。

◎室井委員長 だから、いろんなメニューをここでも考えて、提示していろいろ選択していただくというぐらいですね。

それ以外に、土井委員が言われた一般というか、団体推薦の話は今日は置いておきますか。

これはちょっと資料的にもいまいよくわからないところがありますので、どうでしょう。こういうのでいいですか。ちょっと意見のある方はご発言ください。どうしようもないですものね、現状がよくわからないので。

それでは、時間も半分を過ぎてしまいましたので、公募委員の選考方法につきましては、とりあえずここで締めさせていただきますと思います。

では、次に議題となっておりますのは、パブリックコメントのあり方についてということでございます。これにつきましては資料等がたくさん出されておりますけれども、パブリックコメントのあり方についてということで、ちょっとこれは抽象的な感じがしますけれども、今日はこういったことを検討すべきかということになるざるを得ないかもしれませんが、とりあえず、じゃあ一般的な話としてお伺いしたいと思います。

◎大賀委員 今日、市民参加推進会議にあてて、パブリックコメントのあり方についてという提言が2通出ていると思うんですが、この提言それぞれについて、ちょっとこれは具体的にまちづくり条例という昨年のこの推進会議でも、昨年から今年にかけていろいろ議論した経過がありますので、具体的なパブリックコメントに関する問題点の指摘を踏まえた提言だと思いますので、ちょっと提言の数としては、最初の土肥英生さんから出されている方には3つ提言が書いてあって、小谷、杉本両氏の元策定委員の方には提言が6つ書かれていて、全部で9つありますが、重複するものもあれば別ですが、とりあえず1つずつ、このそれぞれの提言について意見交換をするようにしていきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

◎室井委員長 そういうご提案ですが、いかがでしょうか。

◎大賀委員 事前に配られていないので、今すぐ読んでそれぞれの提言について意見交換するのは難しい点もあるのかもしれませんが、できる範囲でということで、時間も限られていますので、抽象的なパブリックコメントのあり方、一般論を意見交換するのも重要かとは思いますが、まず具体的な問題点を踏まえた提言のところから入るのがいいんじゃないかというふうに私は思うんですが。

◎室井委員長 そういうご意見ですが、いかがでしょうか。

◎土井委員 基本的にはいいと思います。私が市民参加推進会議資料2でパブリックコメント提出原本の写し及び対応検討結果についてというのをお願いしたのは、実はパブリックコメントを皆さんお出しになったものと、それを市の方でまとめたものとの間にかなりイメージが違っているという気がしたものですから、これを出していただいたわけで、この両者の提案そのものも、やはりその辺への違和感というものが出されているということで、私どもも前からなるべく全文を公開してほしいと言っておりましたし、あと1つは、恣意的なパブリックコメントのまとめとならないような方法でやってほしいということを申し上げたのと同じような提案が出ておりますので、ちょっとこれと同じような形でご検討いただければと思います。

◎室井委員長 小金井市さんの場合には、先ほど事務局の方から説明がありましたように、パブリックコメントについては、まだ条例化されていないというか、細かい点はほとんど条例化さ

れていないんですね。この市民参加条例の中に位置づけがあるということなんですね。ですから、今後どういう形にするかわかりませんが、多分、一定の条例化の方向が望ましいとは思っています。そこで、今、提案があったのは、具体的な例から問題点を取り上げて一般化していきこうというご提案ですが、そういう方法があってもいいかなと思いますので、そういう点で始めようということであれば始めたいと思います。しかし、最後はやっぱり少し一般化する形で持っていききたいなとは思っておりますが。

そこで、ではこの2つ、それから市側の方で他の自治体の条例案なども用意していただいておりますから、そういうのも参考にしながら考えていきたいということですが、時間も余りないので、では大賀委員が言われたこの具体的な3つないし6つの提案というところを少し見てみましょうか。

まず、ではこの3つの方を見ると、第1の提言は全文公表を行いということではありますが、この点について、じゃあ議論をしていきましょうか。全文公表の是非ということですね。

◎水谷委員 質問なんですが、今実際に公表されている手段というのは、集約したものだけを書面にして、この情報公開室に置いてあるということなんでしょうか。私たちがいただいた、今回、こういう全文のような形ではなされていないということですよ。

◎室井委員長 この点、どうでしょうか。

◎伊藤企画課長 先ほど資料の説明の中で、中心市街地の活性化の部分につきましては、2人の方から2件ということでしたから、結果の公表自体が出されたものをほとんどそのまま全文で載せているという例です。その他につきましては、恐らく全文を載せたものはないと思います。ですから、出された意見の要約した概要を載せて、それに対する市の考え方ということで結果の表としまして、紙ベースのものをそれぞれ図書館、情報公開コーナー、それから議会図書室、それから一覧表に載っています公共施設にもですね、閲覧をした場合もありますし、置いておいて、その中で配布した場合もあるという形で、全文出されたものそのままを公表しているというのは、先ほどの例だけだと思います。

また、先ほどの資料の説明の中でも申し上げましたけれども、国の方の行政手続法の関係では意見を公示するということですので、出されたものを公示するんだという理解しております。

ただ、お配りしております横須賀市、それから三鷹市、それから四日市市の例を見ていただきたいんですが、まず横須賀市の条例を見ていただきたいんですが、資料で言いますと、資料6の第9条の第2項で「実施機関は、政策等の策定の意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要」という形で、これはもう概要です。

それから、次の三鷹市の場合ですけれども、資料7ですと、三鷹市は第11条に規定がございまして、第11条の第1項です。「市長等は、パブリックコメント手続を実施して政策等の策定等を行った場合は、提出意見の概要」ということですので、全文ではないという規定になっております。

それから、四日市市の場合です。第7条で、（意見の考慮義務）というところで、第7条第

2項で「実施機関は、次の各号に掲げる事項を公表するものとする」ということで、「提出された意見の内容」ということになっておりまして、これは私どもの資料の一番最後、11についていますけども、小金井市の条例施行規則の場合ですと、第18条で「提出された意見の内容」という形で、資料の考え方としては意見の内容ということなので、全文ということではなくて、概要だというふうな解釈はしております。

◎室井委員長 水谷委員の質問は、そういうことですよ。

◎大賀委員 今の事務局の説明でも、要するに概要でもいいんじゃないかというような趣旨だったと思うんですが、この提言のところの理由に書いてあるように、やっぱりパブリックコメントのまとめが恣意的になってしまっていたんじゃないかというような不信感がここには記載されているわけですし、現実はこのパブリックコメントの全文をいただいて、全部丹念に読んでわけではないんですが、必ずしも市のまとめ方が適切だったとは私も思えませんので、やはりその辺は、恣意的なまとめにならないという担保がない限りは、全文を公表するということが好ましいのではないかと。

例えば極端な話、同じフォーマットで同じ文章で署名だけ違うパブリックコメントが出てくる可能性も一般的にはあるわけですよ。1つの運動として、こういったパブリックコメントに参加するということもあり得るわけですし、それが別にいい悪いは別問題として、そういう場合に、そういうのを全部同じ文章をそのまま載せる必要はないかもしれませんが、そうでない場合には、やはり恣意的な選択、それから部分的にしか取り上げてないというような、取り上げる視点が全然違うというようなこともあり得るわけですから、やはり全文を公表するということが好ましいのではないかというふうに私は思います。

◎室井委員長 ただ、分量とか、そういう問題もあると思うんですね、これ、今、大賀委員が言われているのは、無料で配布するということが前提になっていますよね、きっと。情報公開の中で請求してコピーをとらせてもらうというのであれば、また別の問題もあるかもしれないんですけど、これ、やっぱり相当ですよ。だから、原則としては全文公表というならあり得る。これは国の法律がそうなっているということですから、あり得るかなという気もしますが、しかし、大賀委員はとりあえず全文。

◎土井委員 僕も原則的には全文。ただし、これは現在のところ、そこまでパブリックコメントが多くないですから全文を原則としますけども、多い場合も、例えば今回の小金井市まちづくり条例に対する意見の検討結果についてという形で出てくるように、例えば一番最初に条例全体に対する意見についてという形で、むしろここの中に市の意見がどんどん出てきてしまっているということ自体がやや問題かなと思っています。あくまでパブリックコメントの概要を述べるのであるならば、概要という形で、そのもの自体の概要だけを何件何件という形でまとめるのであるならば問題ないんですけども、それに対して最終的に市はこう考えるというふうな形であればいいですけども、最初に例えばここの中で「条例の市長案に対して、分かりやすく実効性が高い等のご意見・ご要望、市長案と答申条例案を比較して、可能なものから早く実

現して欲しい等のご意見・ご感想を述べられたものがありました」と。これは件数から言うとむしろ少ないぐらいなんです。そういうものをわざと最初に出してくるというような構造になっていたりすると、いわば市の恣意的な意見が先に来てしまうような形のパブリックコメントに対する意見というのは、ちょっとまずいなという気がいたします。そういう意味で、概要を出す場合も、あくまで客観的な意味での概要を出すという形になった方がいいなと思っております。

◎室井委員長 これはやっぱりちょっとこの事例がね、相当特殊な事例……。

◎土井委員 いや、特殊な事例かもしれませんけど、実際に今までの中で例えば35通という一番多かったものに対して、こういうふうな形が出てきてしまっているということ自体がですね、確かに特殊な事例かもしれませんけども、こういうふうな、一番最初に市の意見という形で出してしまうような形のものというのは、やはりパブリックコメントに対する答え方としては非常にまずいなという気がいたします。

◎室井委員長 そうですね。これは、だから検討委員会の案と条例案が違っているというのは、これの大きな問題になるんですね。だから、市の方はそういうところを利用したいと思ったかもしれないんですよ。なので、これは一般化すべきではないように思いますが、そういう可能性もあるということをお話をお話を伺うということでもいいかと思いますが、その意味では、確かに概要についても、当然のことながら公正・客観的にやっていただくというのは当然のことだと思います。ということです。当たり前のことなんですけれども。

◎水谷委員 提言の方にもありましたけれども、同じ意見をまとめましたというんでしたら、同様の意見何件をまとめましたというふうに書いていただかないと、10件あった反対意見と1件しかなかった賛成意見が同じように書かれてしまったのでは、やはりちょっと重みづけが違ってくると思います。

◎木村委員 もう、これ、送っていただいた資料を読んだんですが、同じように感じたんですね。やっぱり非常にこのところが恣意的だなというふうには思ひまして、件数も具体的に数えてみたんですが、やっぱりおかしいなというふうに思ったものですから、そののところ、今日、大賀委員が担保という言い方をしましたけども、ですから、もし概要でやるのであれば、パブリックコメントをどの段階でやって、その集約結果をその後どう扱うかというところをきちんとやっぱり決めておいて、審議会の委員の方たちの思いや意見ということがきちんと生かされたというふうに思えるような段取りの仕方というか、スケジュールとかというところを踏まえていただかないとまずいなというふうには思ひます。

◎室井委員長 それはまた次のパブリックコメントの公表義務とか、一般的に言われたりするところですが、当然、そういうところも考えなくちゃいけないと思いますが、当面、全文公表という問題について、原則として全文公表でいくべきだということをお当会議で引き続き検討していくかということですね。もちろん概要については客観的にまとめる必要があるということをつけ加えてですけれども、それでよろしいでしょうかね。

◎吉岡委員 全文公表をいたしますと、市の広報媒体では当然限界がありますから載せられませんよね。そうしますと、一定数印刷をして、どこかへ備え付けるということしかないと思いますよね。そのまま市報と同じようにお配りするというわけにはいきませんので。そうやってきますと、それを前提として全文公表ということは、とりあえず間に合えばよろしいんですけど、一定の時間もかかりますね。ですから、まず、市の最大の広報媒体である広報紙にパブリックコメントを扱えるかどうかということが1つで、例えばホームページで扱うとすれば、概要版。概要版をまず先行させていただいて、即日性というのもありますので、できるだけ早く市民の方にその概要をお知らせして、その後一定部数を印刷して、市内の公共施設等に全文を置かせていただいて、それを供覧いただくという、だから国の……。

◎尹委員 僕はそれでいいと思いますよ。備え置いて、つまり公にしさえすればいい。だから、先ほども先生の方から、室井先生の方から情報公開で手に入れるというのは、これは大変な、ちょっと面倒くさいことですから、情報公開を使わなくても、備え置かれていて見たい人は見れる。しかし、こちらから積極的に公表までは要求はしないということで、すぐにどこかで見れるぐらいで。

◎土井委員 では、ちょっといいでしょうか。私も先ほど原則公開、この原則公開の中では、余り件数が多いと当然今おっしゃったような形になると思います。確かにこのように35件来ればちょっとつらいだろうなと思います。ただし、今のコンピューター的能力からすれば、実は概要をまとめるよりも、スキャンしちゃった方が実は簡単にできるはずですよ。その辺を考えると、むしろ概要版をまとめる方が時間がかかるぐらいで、来ればスキャンして流すという形の方が実は簡単で、なおかつ容量的にもそんなに今は食わないはずですよ。ただし、概要という形で当然出した場合は、本市に関しては必ずどこかに備えつけておくということは必要だと思います。これも件数の多寡によるのではないかなと思います。先ほどのように2件だけの場合、こんなもの概要もへったくれもなく、そのまま当然流せますし、その辺の判断というのは原則という形をつけておけばいいんじゃないかなと思いますけど。

◎尹委員 そういう、このパブリックコメントは、僕も全部最初は読んでいたんですけど、読めないですよ。私はかなり、何でもかんでも全文公開というよりも、整理されて、こういう動きなんだなということがわかるとやっぱり、住民サービスを考えても、それが恣意的になってしまったらとんでもないことなんですけど、恣意的にならない限りは、逆に住民サービスという点からも、なるべくぱっと見でわかるというのは僕は大事だという気が非常にしていますね。まして、こういう、もめればもめるほど、今度何かもっと少しこれがさっき言った何件というのも住民サービスでしょうね。こういう意見が何件あったとか、ざっと見たらこんなことが問題になっているんだなということがわかって、じゃあ、ちょっと気になるから、備えつけられたところへ行って現物を見てみたいと。

◎土井委員 それはやっぱり、件数が多いからですよ。35件だったらみんなそう思いますし。

◎伊委員 もちろん2件ぐらいでしたら。

◎土井委員 5件ぐらいだったら、みんな読んじゃいますよ。

◎伊委員 それはあってもいいですけど、それでもこれこれの意見が出た、反映させた、こういう理由で反映させなかった、こういう理由であるというのは、やっぱり住民サービスとしてわかりやすいと思いますね、意見であっても。

◎土井委員 ただ、最初おっしゃったように、恣意的な扱いをされてしまうかどうかというチェックは、逆に言うと今度は市民の方がそれだとできないですから、そういうのができるような形にしておかないとまずいだろうなという話を申し上げました。

◎伊委員 そうですね。恣意的なことにならないようにという要望と、恣意的なことにならないようにやっぱりするのは市民の努力という感じにもなりますよね。そういう感じで、パブリックコメントにそこまで要求することの制度が……。

◎大賀委員 ちょっと待ってください。市民の努力ってね、どうして市民の努力なのか。おっしゃっている意味がよくわからなかった。

◎土井委員 要望がちゃんと出てこないと、市民にとってはわからないわけですよ。

◎伊委員 ですから、公にするという形で、これを公にするんですよ。先ほど備えつけるという、まさにこちらが見たければどこにでもある。情報公開でというわけじゃないですよ。備えつけというのは、例えばその部署に行けばあるとか、あるいは数カ所に置かれているとか。当然、そうなんですよ。これは国の法律でも、これは公にしなければいけないというのは、公表でみんなに配るということまでは要求しませんよと。しかし、こちらから見に行ければ、見に行けるように事をおきますよというのが公にするという意味で、僕はここで十分担保になっているんじゃないかという気がするんですね。そして、多くの住民にはなるべく一覧表でわかりやすく、これが反映されたのか反映されなかったのか、何が争点だったのか、こういうことをわかりやすくするというのが住民サービスだという気が僕にはするんですけどね。そして、パブリックコメントは、実はそういうところが本来の意味であって、恣意的になされたかなされてなかったかというのは、パブリックコメントという制度に付加し過ぎじゃないかなという気がするんですね。

◎土井委員 ちょっと待ってください。それはあくまで原則論でありまして、実際問題としてこういうのが出てきちゃったものですから、だからそこが問題だというふうに私は言っているわけなんですよ。こういうふうな形じゃなくて、例えばまとめた場合でも概要であっても、中立公正な形で、それに対してどういうふうに考えるというのが1件1件、あるいは何件という形で出されていけば、私たちもここまでの議論にはならなかったです。だから、実際にこういうふうなことが起こってしまったから、実は議論になってしまっているというだけの話だと思います。

◎室井委員長 ですから、これにね、これから始めるとどうしてもそういう可能性があるから、これは取っかかりとして、一般化するのはいちよとまだ早いという議論ですね。

◎土井委員 そのとおりですけれども、実際にこういうことが起こってしまった後で、最初から恣意的にはならないだろうという意見というのが、非常に言いにくい形になってしまっているんですよ。

◎室井委員長 ならないだろうというか、だからこそ全文公開はね……。

◎土井委員 そうです、そうです。どこかで担保しなきゃいけない。

◎室井委員長 誰かがそれを調べることができるということにしておけばいいのではないかと、という提案と理解しているんですけどもね。

◎伊藤企画課長 全文公表というために、ちょっと確認しておきたいのは、全文を公表して、その全文についてそれぞれ市の考え方を述べるということと、備えつけておいて全文は公表しますよと。ただ、まとめ方としては、その全文について一々ではなくて、それは概要でいいんだということで、私はそこら辺が、全文公表とおっしゃっている意味がちょっとわからない部分があるので、そこはちょっと確認をしていただいて。

◎室井委員長 多分、皆さんが言われているのは、全文公表というのは、個人情報を除いた生の文を公表するだけで、市がそれに一々コメントをするということまでは、それは考えていないと思いますので、それでよろしいですか。

(異議なし)

◎室井委員長 じゃあ、公表についてはそういう形で考えるということにしたいと思いますが、そのほか、この提案の中でまいりますと、次は何でしたでしょうかね、十分な期間という問題が出ておりますね。十分な期間をとったかどうかということでもありますね。期間というときに、公表期間、パブリックコメントの期間と、その後の問題も含めてここでは書かれているようですが、期間というのは、どうしてもそれは事案によって異なる可能性がありますので、十分な期間をとって公表すべきだというのはそのとおりということになるかと思うんですけどね。

◎大賀委員 ここで多分言っているのは、パブリックコメントが行われた後、コメントに対して市の方でさらに市の考えを出すわけですね。それが出されてすぐに条例案が市議会の方に提出されたのではないかと。要するに市議会議員がパブリックコメントを出された市民の意見、それから、それに対する行政の意見というのを十分検討する余裕がなかったのではないかと。というような趣旨じゃないかというふうに思うんですが。何かそこに例えばパブリックコメントを行って、それを要約するか全文かは別としまして、公表して、市の意見がそれに加えられてパブリックコメントが発表されると。それまでに何日間、それからさらに何日以上はとって、この市議会に条例提案しなさいと。余り翌日に条例提案するのはよくないんじゃないのという趣旨だと思うんですよ。だから、そこら辺の期間の規定の仕方というのは、ある程度考慮すべきではないかというふうに私も思います。

◎室井委員長 そうですね。この辺も特に異論はないと思いますけれども、何かご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

◎室井委員長　じゃあ、ここは適切な期間をとって公表されるべきだということになっておりますが、もちろん公表だけではなくて、審議のための十分な期間をとるべきだということになるのかと思いますね。

この点は、じゃあそのあたりでいいかなと思いますが、ただ、問題はこの3ですね。諮問機関におけるパブリックコメントの審議を規定すべきと。同じようなことが、もう一つの方の提案の3にもありますね。あるいは提案の2も関係するんでしょうかね。策定委員会期間中に実施することを位置づけるというようなことがあります。この点もまた具体的な事案によってはいろいろなことがある得ると思いますが、一般論としていかがでしょうか。

つまり答申を出しますね。答申についてパブリックコメントをする。そして、この提案は、それをもう一回戻せということなんですけれども、確かにいいように見えますけれども、しかし、答申というのは、一たん出してしまったら、それでもう役目はおしまいというのが通例ですから、その点を考えると中間にやるしかないということになるのかなと思うんですね。そうすると、また答申の次にもう一回やれということにもなったりしますけれども、この辺のご意見はいかがでしょう。

◎土井委員　全く手続上の煩雑さとかそういうのを無視して言ってしまえば、1つは、恐らく諮問委員会なり何なりのときに、彼らの意見の中に市民意見を反映させるという意味でのパブリックコメントがあってしかるべきかなと思います。ただし、今度は、なおかつそれが答申された後、市がその答申案そのものを、ある程度改変というわけじゃないですけど、手を加えた場合に、変わってしまった場合にもう一回、これは当然のことながら市民の意見を聞かざるを得ない。非常に煩雑ですけども、そうすると2回にわたって聞くという形の方が、ある意味では妥当ではないかなという気がいたします。そうしませんと、結局、基本的にパブリックコメントの場合は市民の意見をいかに生かすかという形ですから、それを二重でも三重でも仕方がないので、とれるような方法を考えていく以外にないかなと思っています。

◎室井委員長　ほかの方はいかがでしょうか。

◎大賀委員　私は、市民参加条例の策定委員会のときに、市民参加条例がまだできてないわけですけども、策定委員会の中で意見が対立しまして、2つ条例案というか、幾つかの問題点について分かれた、策定委員会の中で意見が分かれたということがありまして、それをじゃあまず策定委員会として条例案を答申する以前に、市民に市民参加条例の答申案として素案がこういうふうな2つあるんだけどどう思うかというような市民の意見を聞いたという経過があるんですね。だから、そういうことを考えますと、その策定委員会の中でいろいろ議論が分かれたような場合には、できるだけ、そういった最終的な答申案ができる前の段階で、そういった中間段階のパブリックコメントというのは行われた方がいいんじゃないかというような気がしているんですけど。一律に常にそれをやるべきだというふうには思わないんですけども。

◎尹委員　多分、答申案に対してパブリックコメントをして、それを諮問委員会に戻すということは、多分、どの自治体でもないと思いますね。もしやったら、多分、小金井市が最初のパ

ターンと思いますけど。やはりこれ、基本的には条例、最終的に議会がつくるものでありますし、その前のところで諮問委員会というのが位置づけられているわけですし、諮問委員会のところに、もう当然の話ですが、当然拘束されないというのは当たり前で、それがわかった上で、議会を拘束しないとわかった上で、我々の意見を反映させると、違う形で。ただ、彼らは選挙によって住民の声を代表しているわけですから、それだけでは足りないから用意されたものであって、これが万能であるというのは、どこかで本末転倒な感じが僕にはするんですね。それはやっぱりやってはいけないことじゃないかなという感じが逆にするんですね。ただ、先ほど言ったようにパブリックコメントという形じゃなくて、その諮問委員会が独自の形で、この条例に基づくか基づかないかはともあれ、何らかの形で意見聴取することはあっていいかもしれません。全部それまでもパブリックコメントとって何回かこう……。

そして、そもそもパブリックコメントというのは、本来1回であるべきだと僕は思うわけですし、そして、それが条例案が固まれば固まるほど、その条例案はパブリックコメントしたときに修正が厳しくなるし、素案であればあるほど、パブリックコメントによって変わる可能性が高いというのは、これはもう当然のこととして、どこでそれを判断するかというのは、これもまた諮問委員会の方々が判断するしかないんじゃないかと、策定委員会の人。それを粗いから2回やる、大分固まってきたから、何と言えいいのか私わかりませんが、基本的にはやっぱりこの提言というのは相当厳しい話だと僕は何か思いますね。

◎土井委員 いや、実は、今回のこの提言が出てきている事例というのは、ある意味で非常に特殊事例だと思っています。特殊事例というのは、お互いがある意味で齟齬を残してしまった事例なものですから、一般事例として取り上げるには余り適切ではないのはそのとおりだと思っています。ただし、こういう事例が起こってしまったということを前提とした形で少し議論をしておかないと、全くこのことが二度と起こらないわけでもないという可能性が残っちゃったんですよ。はっきり言っちゃうと。

1つ、今おっしゃったことなんですけども、パブリックコメントもさることだし、我々が議論している市民参加ということ自体も、例えば議員の場合、今代表者とおっしゃったんですけども、ほとんどあれは代表ではなくて、いわば意見を述べる、議会ではいわばみずからの意見を述べるのが中心になっていますから、4年間の、例えばどんな公約をしても、その議員の方の任期中のことすべてを公約して選ばれているわけじゃございませんから、当然のことながら、その間のいろんな変化その他について、いろいろな市民の意見を聞くということが今求められているはずなんです。恐らく、それが今の民主主義の一つの流れだと思っています。ですから、当然のことながら、市民の意見を聞くという形でのパブリックコメント、市民参加ということが、ある意味で、議会の中でもちゃんとそれが認知された形で議論されていかないとまずいなというふうに私は考えております。その辺を踏まえた上で、1つのパブリックコメント、そういうものの手続をうまくつくっておかないと、結局、それは単に市民が何らかの意見を言うだけ、出しただけという形になりかねないなということで、それを心配しているところです。

◎室井委員長 そういう心配はあると思いますが、これは、今はパブリックコメントの話なんですけれども、その次に住民投票というのがあります、その場面ではもうちょっとストレートに出るかなと思うんですが。

ところで、このパブリックコメントというのは、しかし相当の費用と時間がかかりますよね。だから、2回というのは大変なことじゃないかと思うので、そう考えたら、説明会とか公聴会とか、そういったものをもう少し活用した方がいいんじゃないかなという気がするんですね。その意味では、パブリックコメントそのものは諮問の答申案について1回やって、その後の処理は議会なり諮問機関の方にゆだねるとするのが普通じゃないかと思うんですが、土井委員が言われるように、こういう事例が出てきたからということなんでしょうけれども、最終的にはやっぱり市長なり議会で判断することなんだろうから、市民の意見が無視されたという形は残るわけです。それは大事なことです。今まではそういうことさえなかったわけですから、だから、次の選挙のときにはいろいろ考えればいい1つの材料を提供するということにもなると思うんですね。と私は思うんですが、ほかの方はどうでしょうかね。諮問機関のパブリックコメントの後の審議をもう一回やってもらうという案です。

ところで、時間が来てしまっているんですが、何かどうしても最後に言っておきたいという方はいらっしゃいませんか。

◎大賀委員 今の委員長のまとめられた中身というのは、この6つの方の提案が書かれているものの4番目の市民にこの内容を詳しく説明すると、説明会を開催するという事だろうと思うんですが、私もそういうやり方がいいのではないかという気がしますが、ちょっと時間がないので、何か当初公募の提案についてそれぞれ意見交換をしたいというふうに言ったんですが、時間がないので、あと残りの全体について皆さんの意見を聞いて、この場での集約をしていただきたいというふうに思うんですが。

◎室井委員長 それはちょっと時間的に無理でしょうから、継続ということできたいと思います。

そこで、次回でございすが、事務局的には10月か11月ということなんですけれども、10月17日に6時からということで。今度はこの続きだけということですけど、確認。

◎大賀委員 すみません、ちょっと。次回の会議で話をさせていただいても間に合うのかもしれませんが、一応、この委員会の委員の委嘱期間、任期が来年の1月の何日というふうになっていて、多分次回最後だと思うんですが、次期の委員の公募については、事務局の方としてはどういうふうに考えていらっしゃるのか。それとも、この場で次回に協議して決めるべきものなのか、その辺をちょっと教えていただきたいんですけど。

◎室井委員長 今言われたとおり、次回で最終です。

◎大賀委員 ですよ。

◎室井委員長 次期の委員は。

◎伊藤企画課長 一応、前回の会議で18年度審議会委員の公募予定一覧ということで、市民

参加推進会議を載せておりますので、その中では、公募予定として11月ということで書かせていただいております。ですから、今の時点では、市民公募につきましては11月に公募をかけて、任期が切れます1月26日に改選されますけども、この間に新しい方を決めるということを考えております。

◎大賀委員 それからも一つ、公募以外の委員の方については、継続されるのか、それとも変更する予定なのか。この辺を事務局の方のお考えを。

◎伊藤企画課長 公募以外につきましては、職員の2名と、あと学識の2名ですので、職員の2名につきましては変更予定はございませんが、学識につきましては未定でございます。

◎大賀委員 じゃあ、今回の会議のときで結構なんですけど、私は、充て職の2名に関してはそういうルールはやめた方がいいと思っていますので、今回の推進会議の場で議題として取り上げていただきたいというふうに思います。これは委員長にお願いですが、よろしいでしょうか。

◎室井委員長 充て職をやめるというのは、しかし、それは条例……。

◎大賀委員 推進会議として、市民参加条例の運用の仕方、運用というか、規定の中身として、そういう規定の充て職2名をこの推進会議に入れるという市民参加条例の規定のあり方が私はよくないと思っていますので、それについて議題として取り上げて、この推進会議としての意見を提言するという方向にしていきたいと。

◎室井委員長 わかりました。じゃあ、そういう提案を拒否する人もいないでしょうから、一応、議論にはのせるということで。ただ、11月の募集に間に合うかどうかかわからないですよ、時期的に。

◎大賀委員 どういう意味でしょうか、間に合うかどうかというのは。

◎室井委員長 いや、その応募やなんかの。

◎大賀委員 ごめんなさい。今言っているのは充て職の話ですから、公募委員の話じゃないので、間に合う間に合わないとは関係ないと思いますが。ただ、充て職2名は外すという結論になった場合に、じゃあ公募委員を2人その分ふやすかという議論になれば、間に合わないのかもしれないけれども、その辺は今回のこの場での議論をしていただければ。

◎室井委員長 わかりました。

◎土井委員 確認だけです。

次の会で、パブリックコメント条例というところの議論まで行くようにしていただければと思います。つくるかどうかという議論は当然また出てきていると思いますけども、最低限、ある意味でそういうものを形成していけるかどうかというところの議論をしたいなと思いますので、その辺、よろしく願いいたします。

◎室井委員長 では、以上で今日は終わります。

どうもご苦労さまでした。

(午後8時00分閉会)